

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則の一部を改正する細則を次のとおり制定する。

平成17年6月21日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 細則第10号

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則(16 経教細則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号を削り、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

三 各教育部・学部教育委員会委員長

第3条第2項中「第3号から第7号」を「第4号から第8号」に改める。

第8条第1項第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

別表を次のとおり改める。

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
教養教育運営小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育委員会から選出された者 1人</li> <li>・第3条第1項第7号の委員</li> <li>・第3条第1項第8号の委員</li> <li>・各教育部・学部教育委員会副委員長</li> <li>・教養科目責任学科から選出された者 各1人</li> <li>・学務チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養教育の実施に関すること。</li> <li style="padding-left: 20px;">：教養教育実施組織の整備等</li> <li style="padding-left: 20px;">：教養教育実施計画案の作成</li> <li style="padding-left: 20px;">：教養教育実施に係る経費、施設及び設備等</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
教職課程小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育委員会から選出された者 1人</li> <li>・工学教育部・工学部から選出された者 1人</li> <li>・農学教育部・農学部から選出された者 1人</li> <li>・生物システム応用科学教育部から選出された者 1人</li> <li>・教職課程専任教員 2人</li> <li>・教職課程担当職員 1人</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程の実施に関すること。</li> <li style="padding-left: 20px;">：教職課程実施組織の整備等</li> <li style="padding-left: 20px;">：教職課程実施計画案の作成</li> <li style="padding-left: 20px;">：教職課程実施に係る経費、施設及び設備等</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

e-learning 推 進小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育委員会から選出された者 1人</li> <li>・工学教育部・工学部から選出された者 2人</li> <li>・農学教育部・農学部から選出された者 2人</li> <li>・生物システム応用科学教育部から選出された者 1人</li> <li>・連合農学研究科から選出された者 1人</li> <li>・総合情報メディアセンターから選出された者 2人</li> <li>・留学生センターから選出された者 1人</li> <li>・図書館から選出された者 1人</li> <li>・大学教育センターから選出された者 1人</li> <li>・e-learning 担当職員</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ e-learning に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>： 連携大学院遠隔教育の推進</li> <li>： 学内遠隔教育(農工間)の検討</li> <li>： 教育メディアコンテンツの検討・開発</li> </ul> </li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>
-----------------------	---	--

附 則 ( 17 経教 細則第 10 号 )  
この細則は、平成 17 年 6 月 21 日から施行する。